## 御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金

## 一次避難所 (町内会単位の公民館・公会堂など) 修繕・設備工事・災害復旧

- 【修 繕】一次避難所の修繕等に係る工事費
  - ・施設のバリアフリー化 (出入口のスロープ設置、施設内の段差解消等)
  - 雨漏り
  - ・床(板床を畳へ、床板や畳の張替え等)
  - 雨どい
  - 耐震化
  - 感染症予防対策に伴う施設修繕
  - ・その他、施設本体の修繕
- 【設備工事】トイレ等設備の設置又は修繕に係る工事費
  - ・トイレ (和式を洋式へ修繕・障がい者トイレ設置等)
  - ・窓(雨戸設置・二重サッシ化)
  - ・空調設備設置(給湯器・エアコン設置・固定型暖房機設置)
  - ・設備回り修繕(電気・水道・ガス)
  - ・その他、避難所として機能する設備の整備
- 【災害復旧】一次避難所が災害により損壊したと認められた場合であって、 復旧にかかる工事費

補助率 [予算の範囲内において1施設当たり100万円を限度]

【修繕】【設備工事】補助対象経費に 1/2 を乗じて得た額 【災害復旧】補助対象経費に 9/10 を乗じて得た額

○補助対象施設に該当する補助金の交付は、1自主防災会当たり1回限りとする。